

令和元年度第2回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：令和元年10月1日（火） 10時25分～11時25分
2. 場 所：総務省 8階 第4特別会議室
3. 出席委員：伊藤鉄男、浅井万富、日出雄平、大竹邦実、岩井奉信の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第4期）
に向けた今後の審議事項について
 - (2) 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第4期）
の対象とする個別の項目について
 - (3) 令和元年度研修実施計画の追加等について
 - (4) 平成30年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金
監査人に対する個別の指導・助言について
 - (5) フォローアップ研修参加申込者からの質問等について
 - (6) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修について
 - (7) その他
3. 閉 会

(配布資料)

- 資料1－1 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ
（第4期）に向けた今後の審議事項について
- 資料1－2 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ
（第4期）の検討に係るスケジュール
- 資料1－3 「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」
の項目比較（第3・4期）

資料2 登録政治資金監査人の登録及び研修について

資料3 政治資金監査に関する具体的な指針等について

資料4 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～

資料5 令和元年度研修実施計画の追加について（案）

資料6 政治資金監査の質の向上について

～平成30年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について～

参考資料 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

資料7 フォローアップ研修参加申込者からの質問等（令和元年度9月分）

資料8 登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況資料

資料A 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第4期）
における今後の方向性（案）

資料B-1 令和元年度の研修実施状況及び令和2年度研修実施計画の基本的な考え方について

資料B-2 会場別受講者数の推移

資料C-1 指導・助言文書（案）

資料C-2 指導・助言の対象者への周知文書（案）

（本文）

【伊藤委員長】 それでは、ただいまから令和元年度第2回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、まず事務局より、人事異動の挨拶がありますので、お願いします。

【的井事務局長】 失礼いたします。7月5日付で着任いたしました事務局長の的井宏樹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、私より紹介をさせていただきます。7月8日付で着任いたしました事務局の参事官、安藤高明でございます。

【安藤参事官】 安藤でございます。よろしくお願いいたします。

【的井事務局長】　　続きまして、総務省の選挙部においても異動がございました。まず、8月1日付で着任いたしました政治資金課長、笠置隆範でございます。

【笠置政治資金課長】　　笠置でございます。よろしくお願いいたします。

【的井事務局長】　　同じく8月1日付で着任いたしました収支公開室長の小谷克志でございます。

【小谷収支公開室長】　　小谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【的井事務局長】　　同じく8月1日付で着任いたしました支出情報開示室長の野本祐二でございます。

【野本支出情報開示室長】　　野本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【的井事務局長】　　また、7月9日付で着任いたしました政党助成室長の北村朋生でございます。

【北村政党助成室長】　　北村です。どうぞよろしくお願いいたします。

【的井事務局長】　　以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】　　次に、平成30年度第6回委員会の議事録についてでございます。各委員から事前に賜った御意見を反映させたものをお手元にお配りしておりますが、これについて御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【伊藤委員長】　　御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思います。また、令和元年度第1回委員会の議事録について、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

議題（１）：政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第4期）に向けた今後の審議事項について

【伊藤委員長】

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第4期）に向けた今後の審議事項について」の説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】　　参事官の安藤でございます。

それでは、議題の1につきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料１－１を御覧いただければと思います。

資料１－１、最初の○のところでございますけれども、前回の第１回委員会におきまして、第４期における取組状況等の取りまとめに向けて検討を進めていくことになりましたので、その下の検討項目（案）とございますが、これらの項目ごとに、これまでの取組を整理いたしまして、今後の方向性について検討をお願いしたいと考えております。

後ほどの資料１－３でも御説明いたしますけれども、事務局といたしましては、基本的に第３期の取りまとめの構成を踏襲した形で検討項目案を考えておりまして、まず、大項目１では「登録政治資金監査人の登録及び研修について」としまして、その中の小項目として、登録と登録時研修を考えております。

次に、大項目の２につきましては、「政治資金監査に関する具体的な指針等について」、いわゆる政治資金監査マニュアル等でございまして、小項目として、マニュアルと政治資金監査に関するＱ＆Ａなどを考えております。

大項目の３では、「政治資金監査の質の向上について」ということで、小項目として、フォローアップ研修と個別の指導・助言、４で「その他」を考えております。

審議スケジュールといたしましては、一番下のところでございますけれども、本日と次回１２月の委員会にかけまして、個別の項目の検討等を行っていただき、１２月の第３回委員会から来年３月の第５回の委員会まで、取りまとめについて御審議いただきたいと考えております。

次の資料１－２が、そのスケジュールを表の形でまとめたものでございます。

それでは、資料１－３を御説明させていただきます。

左に第３期の取りまとめの構成、右側に第４期の取りまとめの案を並べまして、項目の比較を行ってございます。全体としては、第３期の取りまとめの構成に沿っておりますけれども、１点、フォローアップ研修につきましては、政治資金監査の質の向上に位置づけまして、その詳細につきましては、「３ 政治資金監査の質の向上について」において記載をしたいというふうに考えております。

議題１の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御意見や御質問がございましたら、どうぞ御発言ください。

【浅井委員】 フォローアップ研修について、質の向上のところに入れられたのは、目的からしてよろしいかと思えます。

【伊藤委員長】 ほかに何かございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 それでは本議題につきましては、了承いただいたということで、次に移らせていただきます。

議題（２）：政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第４期）の対象とする個別の項目について

【伊藤委員長】

第２の議題といたしまして、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第４期）の対象とする個別の項目について」の説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】 それでは議題２について御説明いたします。

資料としては、資料２から資料４、このうち資料２と４につきましては、後ろに参考資料をつけてございますけれども、それらと、委員限りとさせていただいております資料Ａを使って御説明させていただきたいと思います。

資料から２から４につきましては、先ほど申し上げました項目ごとに当委員会のこれまでの取組をまとめておりまして、資料Ａにつきましては、今後の方向性についてたたき台をまとめているものでございます。

それでは、資料２の説明をさせていただきます。

まず、資料２の（１）の登録についてでございますけれども、これまでの取組について、書いてございます。

まず、「これまでの取組」の１番目でございますけれども、これまで政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録者数の確保に向けて、制度の意義ですとか、登録手続き等について周知・広報を行ってきたことを、記載しております。

そして、第４期の取組といたしまして、２番目で、これまで登録申請に当たりまして、戸籍の抄本と住民票の写しがそれぞれ必要であったものが、本籍の記載のある住民票の写しのみとされたことにつきまして、周知用のリーフレットを作成したことと、３番目で、登録を受けようとする方が氏名以外の呼称の使用を希望する場合の登録申請書の添付書類を決定したことを記載し、さらに４番目で、これらについて、ホームページへの掲載による周知、関係士業団体へ政治資金監査制度も含め、周知の依頼を行ってきた旨、記載しております。

続きまして、5 番目でございますけれども、監査人の地域的偏在に関しまして、監査人 1 人当たりの政治団体数の多い地域の士業団体に対しまして、協力をお願いするなどの対応を行ってきたことを記載しております。

そして下から 2 番目ですけれども、本年 9 月現在で登録者数は 5, 0 1 3 人となっておりまして、国会議員関係政治団体数 2, 9 7 8 団体を上回っております。

一番下でございますけれども、都道府県別に登録状況を見ましても、全都道府県において登録がなされており、多くの地域で監査人 1 人当たりの政治団体数は 1 未満となっております。

そして、2 ページ目でございますけれども、一番上でございますが、平成 3 0 年度におけるフォローアップ研修のアンケート結果によりますと、実際に、政治資金監査を実施した登録政治資金監査人 1 人当たりの実施団体数が 2. 6 4 団体となっておりますが、現在監査人 1 人当たりの政治団体数が最も多い地域、島根県でございますが、ここでも監査人 1 人当たりの政治団体数が 2. 4 団体でございますので、地域的偏在の問題は特に生じていないと考えられると記載しております。

その下、①②でございますけれども、登録者数等をより詳細に見ますと、この資料 2 の後ろの参考資料の図表 5 を御覧になっていただきたいんですが、新規の登録者数は減少傾向にございます。他方、抹消される方の数は増加傾向にございますけれども、純増ということで見ますと、まだプラスの状況になっているところでございます。

再び資料 2 にお戻りいただければと思いますけれども、資料 2 の 2 ページ、抹消される方の事由といたしましては、約 6 割が本人からの申請というものでございまして、約 4 割につきましては死亡ですとか、それぞれの士業の廃止によるというものでございます。

その下、登録者数と登録抹消者数の年代別の分布を書いてございますけれども、再び参考資料の図表 6 と 7 を御覧いただければと思いますが、円グラフをつけてございます。まず、図表 6 でございますけれども、平成 3 0 年度末現在で 7 0 代以上の監査人の方の占める割合が 2 1. 3 % という状況になっておりまして、下の 3 年前の平成 2 7 年度末と比べますと、約 8 ポイント増加しているという状況でございます。そこに※ 3 という形でそれぞれ書いてございますけれども、平均年齢につきましても、3 年前の 5 7. 0 歳から現状 5 8. 6 歳へと 1. 6 歳上昇をしております。

そして次の図表 7 が抹消者数について書いておりますけれども、やはり 7 0 代以上の方の割合が増加しているところでございます。

再び資料2に戻っていただければと思いますけれども、以上が登録についてのこれまでの取組等でございます。

続きまして、資料2の(2)から研修について記載をさせていただきます。

3ページに移っていただきまして、一番上に現在の研修の概要などを記載いたしております。先ほど申し上げましたように、フォローアップ研修の詳細につきましては、後ほどの「3政治資金監査の質の向上について」において詳しく記載をさせていただいておりますので、ここでは登録時研修について記載をしております。3ページの中ほどからでございますけれども、これまでの取組を記載しております。

まず、最初でございますが、本年9月までに、この登録時研修を合計で5,488名の方が受講されております。そして「これまでの取組」の部分の上から4番目でございますけれども、98.2%の方が登録時研修を修了しているということで、ほぼ全員が登録時研修を受講している状況でございます。

その下でございますけれども、地域的偏在の是正を図るために、これまで島根県ですとか、高知県におきまして、登録時研修等を実施してきております。両県とも登録者数自体は他と比べて少ないわけでございますけれども、先ほどのアンケートでの監査人1人当たりの実施団体数2.64団体と比べますと、両県における監査人1人当たりの政治団体数は2.4と2.0ということで、さほど差は見られないということから、制度の安定的な運用に支障を来す状況にはないというふうに記載させていただきます。

以上が資料2でございます。続きまして、資料3を御説明させていただければと思います。

資料3につきましては、政治資金監査に関する具体的な指針等について記載をしております。

まず「(1)政治資金監査マニュアルについて」でございますけれども、最初の部分で、政治資金規正法上の位置づけを書いておりまして、2番目で、このマニュアルは監査の方がこの政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、監査の質の確保と監査業務の一般化・標準化を図るものということで、その意義を記載させていただきます。

その次、これまでの取組でございますけれども、これまでの策定、改定状況を表の形式でまとめてございますが、第4期につきましては、2ページでございますけれども、まず、本年6月に改元に伴いまして政治資金監査報告書記載例の元号表記の改正などを行っております。また、7月には工業標準化法の改正に伴う表記の改正を行ったところでございます。

こういった改定の状況につきましては、委員会のホームページですとか、フォローアップ研修の場を通じて、内容の周知、注意喚起を行ってきたところでございます。

次に（２）の政治資金監査に関するＱ＆Ａ、それからチェックリストについてでございますけれども、これまでの取組といたしまして、第４期において追加したＱ＆Ａの記載をしております。具体的には今期におきましては、これまでのところ、そこに書かれております４つです。

まず１つ目が、所得税等を徴収した場合の会計帳簿の記載方法。次は、平成３０年の豪雨による被害を受けた政治団体に係る監査報告書の記載方法。次に３ページ目でございますけれども、海外でクレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法。最後に、改元に伴う収支報告書に係る政治資金監査報告書における政治資金監査の対象といたしました年の元号表記をそれぞれ御審議いただいたところでございます。

また、政治資金監査チェックリストですとか、監査報告書チェックリストにつきまして、フォローアップ研修等において周知に努めてきたことを記載しております。

以上が資料３でございます、続きまして、資料４に移らせていただければと思います。

まず、フォローアップ研修について記載をしております。これまでの取組でございますけれども、２番目のところがございますとおり、平成２６年度以降、実務向上研修と再受講研修に再編したところでございます。そしてページの一番下でございますけれども、現状、各年度おおむね１，０００人前後受講いただいているということでございまして、登録時研修を修了されている監査人の２割から３割弱に御出席をいただいているという状況になってございます。

次、２ページでございますけれども、フォローアップ研修を一度でも受講された経験のある方は、本年９月６日現在で、５３．６％ということになっておりまして、登録者数の半数以上ということになってございます。

その下、２番目でございますけれども、受講された方の実務経験ということで申し上げますと、受講者へのアンケート結果によれば、各年度の受講者のおおむね６割が監査の実務経験があるというお答えをいただいております。毎年度参加していると回答された方について見ますと、そのうちのおおむね７割が監査の実務経験を有しているという状況でございます。

また、このアンケートにおきましては、研修の内容ですとか、資料等に関する御意見も聞いておりますけれども、実務向上研修、再受講研修ともに、その研修内容、資料等について

おおむね高い評価をいただいているところでございます。

一方で、2 ページ目の下から 3 番目でございますけれども、御意見もいただいております、例えば、演習問題の解説にもう少し時間をかけてほしかったといった研修の内容に関する御意見ですとか、研修の回数を増やしてほしい、あるいは、ライブ受信形式を検討してほしいといった研修へのアクセスといいますか、参加機会の拡充に関する御意見もいただいているところでございます。

それから 2 ページの下①から 4 ページにかけてのところでございますが、これまでの取組を 3 つの観点に分けて記載をしております。

まず①の研修内容の充実でございますけれども、一番下でございますが、平成 29 年度におきましては、研修資料のカラー刷りの箇所を増量いたしまして、受講者の方に見やすいよう改善などを行ったところでございます。

また、3 ページでございますけれども、2 番目に書いてございますが、平成 30 年度におきましては、書面監査の全体像及び留意事項をフローチャートで示した資料を追加したり、あるいはその下でございますけれども、実際の監査における誤り事例を具体的に図示するですとか、演習問題について出題数を増やすといった充実を図ってきたところでございます。

また、第 4 期からでございますけれども、実際に監査を行う期間におきまして、追加でフォローアップ研修を行いまして、そこでは、直近の個別の指導・助言の取組で明らかになった最新の誤り事例を重点的に取り上げるといったことに取り組んだところでございます。

次に②のフォローアップ研修への参加の促進のところでございますけれども、先ほど申し上げました追加のフォローアップ研修につきましては、全ての監査人の方に周知を行うとともに、研修未受講者の方に対する参加の呼びかけ、登録時研修を受講される方に対し、あわせてフォローアップ研修の受講を呼びかけるなどの取組を行ったところでございます。

3 ページ目の下の③のところでございますけれども、フォローアップ研修の開催実績を書いてございますが、開催場所につきましては、登録者数ですとか、受講される方の移動の利便性、開催実績などを考慮しながら選定をしてきたところでございます。

4 ページ目に、具体的にこれまでの研修の開催場所を記載しております。開催の時期につきましては、繁忙期等を考慮いたしまして、基本的に 6 月から 12 月としつつ、先ほど申し上げましたとおり、第 4 期からは 1 月及び 3 月にも追加で研修を開催するなどしてきたところでございます。

以上がフォローアップ研修の部分でございまして、続きまして、4ページ下の(2)でございしますが、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言についてでございます。

4ページでは、さらなる監査の質の向上を図るための取組の一つとして、平成26年分の収支報告書に係る監査からこの取組を開始したこと。5ページから6ページにかけて、この取組の経緯ですとか、枠組み、目的、都道府県選管等に報告を求めます範囲、指導・助言の対象といったことについて記載をしております。

7ページから具体的な実績をまとめてございます。

7ページの表でございますけれども、平成28年分の収支報告書につきましては、純計ベースで指導・助言の対象となった監査人の人数が46人、報告書の件数では71件、平成29年分につきましては、46人で52件となっております。平成30年分につきましても、この取組を行うことを既に御決定いただいておりますので、数値がまとまりました後に、3年分の評価とあわせて追記をしたいと考えております。

8ページのエのところ、この取組結果の周知等について記載をしております。この取組結果につきましては、監査の質の向上へ寄与するよう、全ての監査人に対して周知するほか、関係士業団体、都道府県選管にも周知を行いますとともに、フォローアップ研修におきまして、主な誤り事例につきまして重点的に説明をしているところでございます。

そして9ページのオでございまして、対象となった方につきましては、先ほど申し上げました追加のフォローアップ研修への参加を呼びかけているところでございます。

以上が、各項目のこれまでの取組についての部分でございまして、各項目についての今後の方向性のたたき台につきまして、次に、資料Aにまとめてございますので、そちらを御覧いただければと思います。

委員限りとさせていただきます資料Aでございまして、それぞれの今後の方向性を記載しております。

最初に、1の「登録政治資金監査人の登録及び研修について」でございます。まず、登録につきましては、最初の段落でございまして、全国的には登録者数が国会議員関係政治団体数を上回っていると記載をしております。それから、地域的偏在につきましても、監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数は、最も多いところでも2.4ということで、アンケート調査による1人当たりの監査実施団体数2.64とそう大きくは変わらないということから、監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分確保されていると記載してございます。

しかしながら、先ほど御説明いたしました、近年登録者の年齢層が上がっていることなどを踏まえ、引き続き、登録政治資金監査人の安定的確保に向けた取組を続けていくことが必要であり、関係士業団体と連携し、3士業の方々にこの制度の周知・広報を行っていく必要があると記載してございます。

次に、(2) 登録時研修についてでございますけれども、引き続き、集合研修方式を始め、各方式による研修を継続していく必要があるといたしまして、その際には、より受講しやすい環境整備といたしまして、登録時研修における要望研修方式の人数の基準の緩和を検討することが適当と記載しております。

2 ページでございますけれども、地域的偏在を是正するための登録時研修については、状況を注視しながら実施を検討することが適当という記載にしております。

続きまして、2 の「政治資金監査に関する具体的な指針等について」でございます。

まず、政治資金監査マニュアルにつきましての今後の方向性でございますけれども、ホームページですとかフォローアップ研修などを通じまして、引き続き、マニュアルのコンテンツを踏まえ、監査人の方々への周知を図るとともに、監査制度の運用状況ですとか、監査人からの御意見等をもとに、政治資金監査の基本的な性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上を図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適当と記載しております。

そしてその下の Q & A 等につきましては、必要に応じて当委員会の見解の表明、Q & A の充実やチェックリストの有効活用の促進等を行っていくことが適当と記載しております。

そして最後、2 ページの下から政治資金監査の質の向上について記載をしております。

まず、フォローアップ研修の今後の方向性でございますけれども、フォローアップ研修につきましては、実務の基礎知識の定着・向上を目的とするものでございますので、監査人の方のニーズを踏まえ、内容の充実、参加機会の拡充などを図りながら、今後も継続的に実施していく必要があると記載しております。

3 ページでございますけれども、それぞれ具体的な内容につきまして、まず①の研修内容の充実でございますが、実務的な演習により重点を置きまして、具体的には特に演習問題を中心とした内容とすること、監査の実務上、誤りの多い点について具体例を活用して説明することなどを検討することが適当であると記載しております。

その次、②のフォローアップ研修への参加の促進でございますけれども、現状、各年度 1, 000 名程度参加をいただいているところでございますが、登録時研修の修了者数全体か

ら見ますと2割から3割弱にとどまっておりますので、研修内容の充実とともに関係士業団体との協力を強化し、効果的な周知を図ることで参加促進を促すことが適当と記載しております。

そして、その際には、約半数弱いらっしゃいますフォローアップ研修の未受講者の方々へのアプローチ、研修の開催回数、場所、時期への配慮が必要であり、具体例といたしまして、現在、登録時研修について導入されております要望研修方式を実務向上研修においても導入することですとか、遠隔地からでも研修を受けやすくする環境整備に関して検討することが考えられると記載してございます。

そして最後に、なお、これらの検討に当たりましては、研修未受講者の方々のニーズをより詳細に把握していくことが必要と記載してございます。

次、4ページでございますけれども、個別の指導・助言についてでございます。

まず、2番目の段落におきまして、この取組につきましては、政治資金監査の質の向上を図り、国民の監査制度に対する信頼の確保につなげるため、継続して実施することが必要と記載してございます。その上で、より効果的な周知・研修方法といたしまして、過去5年分の本取組の結果に基づきまして、特に誤りの多かった事例等を全ての監査人に対して改めて周知するとともに、研修等の機会ですら丁寧に説明するといった取組や、誤りを未然に防ぐため、研修に係る資料の内容やチェックリストの見直し等の検討が考えられると記載してございます。

そうしまして最後、なお、こうした個別の指導・助言の取組状況を確認しながら、都道府県選管等の御意見も踏まえつつ、この取組のあり方に関して必要な検討を行うことが適当と記載してございます。

議題2に係る資料の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【浅井委員】 お話ありがとうございました。

やはり全般的に伺っておりますと、登録政治資金監査人自体の絶対数はまだ増加傾向にあるんですが、増加がどんどん、その数が減ってきている、差し引きですね、やめられる方というような傾向もありまして、やはり高齢化が今後進んでいくんじゃないかというようなことを懸念をいたしました。

もう1つ、制度の円滑な遂行と維持ということでございますので、士業団体というか、そ

ちらの方で、これまでやってこられた方に加えて、新しく若い方というか、新しく士業になられて、まだこの制度をあまり理解していないような方を引き込んでいかないといけないのかなということを思ったというか、ちょっと思いました。

今、税理士会さんの方は会としてこの研修をやられているんですよね、フォローアップ研修につきましては。

【日出委員】 そうなんです。日税連として1つやって、それで指導者に対して研修を行って、各単位会でまた各部で行うというような格好になっていますね。

【浅井委員】 登録……。

【日出委員】 登録のときもこの話は、説明はします。

【浅井委員】 そうですか。登録自体は日税連さんの研修では登録はできないんですか。登録時研修としては認められない、今はそういうような形なんですね。

ですが、公認会計士協会の方の対応はちょっと遅れているというのを反省しております、やはりまず周知ですね、かなり若い方が今この業界に入ってきておりますので、この制度についての周知が足らなかったなということで、会員には平等でございますので、一部の人だけではなくて全員向けに、総務省から講師を派遣していただいて、フォローアップ研修の内容を全国展開して、それで周知をした上で、登録促進を図るというようなことを具体的に始めていきたいなというふうに思っております、ちょっとその準備を今しているところでございます。できたら今年度中には第1回目をさせていただきたいなと思っておりますので、その辺の御了解いただければ事務局と打ち合わせさせていただいて、進めてまいりたいと思います。

【安藤参事官】 ぜひお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 ほかにいかがですか。

【岩井委員】 大丈夫です。

【伊藤委員長】 資料2の参考資料の図表5とあるんですけども、これを見ますと、令和元年度の登録者数は53となっているんですが、大体これは年度の途中だからこんなもので、大体例年どおりこんな感じなんですかね。特に、今年が少ないというわけではないですか。

【安藤参事官】 そうですね。まだ半分だけの数字ではございますが、やはり傾向としては、新規の登録者の方は減ってきているということだと思います。

【伊藤委員長】 減ってきている。

ここだと内訳がないんですが、3つの士業の中で、特に例えば弁護士が減っているとか、何かというような傾向はあるというわけではないんですね。

【安藤参事官】　そうですね。特に特定の士業がという傾向はちょっとないかなと思っております。

【浅井委員】　大体、登録者のシェアでやめられ、抹消もされていっちゃうと、登録もされていっちゃうという感じなんですかね。

【的井事務局長】　7ページの図表4に抹消者数の各年度とその累計の数字が載っております。登録者数の割合、税理士さんが75%でありますとか、弁護士さんが6%、公認会計士さん18%という、多少の違いはあるのでしょうかけれども、恐らく有意な差まではなく、大体同じようなシェアで、今、浅井委員からもいただきましたが、抹消者数が出ているのかなというふうに見ております。もう一度よく整理をしてみたいと思いますが、このような状況かなということで図表4の整理をさせていただければと思います。

【伊藤委員長】　ほかに何かございますでしょうか。

これは、また何度か議論をして最終的に取りまとめていくという、こういう同じようなやり方をこれからも何度かやっていくということですよ。

【安藤参事官】　そうですね、はい。

【伊藤委員長】　また次回以降も御意見いただきまして、委員会の意見を取りまとめてまいりますというふうに思います。

議題（3）：令和元年度研修実施計画の追加等について

【伊藤委員長】　次に、第3の議題といたしまして、「令和元年度研修実施計画の追加等について」の説明を事務局をお願いします。

【安藤参事官】　それではお手元の資料5を御覧いただければと思います。

今年度の研修実施計画の追加ということで、前回の委員会におきまして、年明けの令和2年1月に1回、3月に2回登録時研修及びフォローアップ研修を開催するという御了承、御決定いただいたところでございますけれども、具体的な開催日時と開催場所につきまして御決定をいただきたいというものでございます。

まず日程でございますけれども、1の日程の追加にあるとおりでございます。令和2年1月29日に東京、続きまして3月19日に大阪、3月26日に東京で行いたいというふうに考えております。開催都市につきましては、下にございますけれども、監査人の数が多く、

かつ、交通の利便性の高い都市において追加するということを踏まえまして、選定をいたしましたものでございます。

次の研修時間等につきましては、2、研修時間等にあるとおりでございますけれども、既に全国各地で行ってございます集合形式の研修と同様に、午前中に登録時研修、再受講研修を同時に行いまして、午後に実務向上研修を行うということにしたいと考えております。

続きまして、委員限りの資料としております資料B-1とB-2を御覧いただければと思います。

今年度の研修の実施状況及び令和2年度におけます研修実施計画の基本的な考え方についてという資料をつけてございます。来年度の研修の実施計画につきましては、次回12月の委員会におきまして御審議をいただく予定でございますけれども、それに先立ちまして、今年度の研修の実施状況を踏まえた基本的な考え方についてということで資料を用意させていただきましたので、御審議いただければと思います。

まず、研修の開催時期について、1で書いてございますけれども、今年度におきましても6月から11月を基本にいたしまして、6月と11月はニーズがそれほど高くなかったということも反映をしたところでございます。実際に今年度、参加者アンケートにおきまして御希望を伺いましたところ、やはり6月から11月における開催のニーズが高いという結果になりました。

主な意見を2ページ目に書いてございますけれども、やはり従前からいただいている御意見でございますが、繁忙期でないためですとか、毎年同じ時期に実施してもらいたいというものがございました。

次に、研修の開催回数につきましてはでございますけれども、今年度のフォローアップ研修におきましては、従来の参加者数に見合う会場のキャパシティを確保しつつ、近年の参加実績ですとか開催実績を考慮いたしまして、一部の開催都市につきまして隔年度開催化ですとか、ある程度の開催都市の集約を図ることによりまして、開催回数を見直したところでございます。

その結果でございますけれども、資料B-2に会場別の受講者数をまとめてございます。具体的には、千葉の集約化を図るですとか、静岡、浜松の集約化を図る、近畿におきましては京都と神戸を隔年化するといったことを行っております。

この数字を見ますと、平成30年度と比べまして、それほど著しい減少は見られないといった上に、名古屋会場におきましては、平成30年度に比べますと、受講者数の増加が見ら

れたといったこともございました。結論といたしまして、この集約化による影響は特段生じていないというふうに考えているところでございます。

続きまして、また資料に戻っていただきまして、3に実務向上研修の内容等について記載をしております。実務向上研修につきましては、演習問題につきましては、先ほどの取りまとめの部分でも申し上げましたけれども、受講者がより多くの事例に触れることができるよう、選択問題ですとか事例演習を重点的に実施するといった内容面の見直しを図るですとか、関連する部分相互の参照性の改善ですとか、研修資料の見やすさの観点から見直しを図ったところでございます。

演習問題ですとか、研修資料のわかりやすさといった点につきましては、アンケートにおきましては、おおむね高い評価をいただいたところでございます。

以上を踏まえまして、4といたしまして、4ページ目に、令和2年度の研修実施計画の基本的な考え方をまとめてございますけれども、今申し上げました状況を踏まえまして、来年度の計画につきましても、基本的には今年度の計画に沿って検討していくこととしたいというふうに考えております。

また、研修の開催場所につきましては、やはりこれまでと同様、監査人の方に広く参加機会を提供するという観点から、登録者数、移動の利便性、これまでの開催実績等を考慮しながら検討していくこととしたいと。

さらに、研修内容をより一層充実してほしいという要望が依然として寄せられているところでございますので、実務向上研修につきましては、より実践的な演習問題を中心とした内容とするなど、参加される方のニーズを踏まえながら内容の充実を検討していくこととしたいと考えております。

説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議題（４）：平成３０年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治

資金監査人に対する個別の指導・助言について

【伊藤委員長】 それでは、本議題につきましても御了承いただいたということで、次に、第４の議題といたしまして、「平成３０年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について」の説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】 それでは、資料６を御覧いただければと思います。

平成３０年分収支報告書（定期分）でございますけれども、これに係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言につきまして、実施に当たりましての基本的な事項につきまして御確認をいただきたいということでございます。

まず、実施スケジュール等につきましては、資料６の１のとおりでございますけれども、平成３０年度の第４回委員会におきまして、平成３０年分についてもこの取組を継続して実施することを決定していただいたところでございます。これに基づきました平成３０年分の収支報告書に係る都道府県選管等からの報告期限につきまして、本年１２月２日月曜日としているところでございます。

今後１２月の委員会でお諮りし、対象者を決定した上で、対象となった監査人の方に対しまして、個別に指導・助言文書を送付するとともに、先ほど御決定いただきました来年１月、３月に追加で実施いたします研修への参加を呼びかけることといたしたいと考えております。

続きまして、２といたしまして、個別の指導・助言の要否につきましては、昨年同様でございますけれども、まず（１）といたしまして、確認項目に関するものにつきましては全ての個別の指導・助言の対象とすることとしております。その上で（２）でございますけれども、確認項目以外に関するものにつきましては、委員会におきまして個別に対応を御判断いただいた上で、その結果、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると認められ、この制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるものなどにつきまして、対象とすることとしているところでございます。

この基準に従いまして、例えば、都道府県選管の最初の受付時におきまして、収支報告書と領収書等の写しとで金額の不整合があったという報告を受けた場合には、原則として個別の指導・助言の対象とするということにしております。

次に３といたしまして、取組結果の周知等につきましては、これまでと同様に記載をして

おります。下の（１）から２ページにかけまして（４）によりまして周知等を図っていきたいというふうに考えております。

まず、（１）といたしまして、登録政治資金監査人に対し、取組結果を周知文書という形で送付をいたします。（２）といたしまして、関係士業団体に対し協力を依頼いたします。

（３）といたしまして、都道府県選管に対し情報提供等を行うと。（４）といたしまして、フォローアップ研修における対応といたしまして、来年度のテキストで取り上げ、参加者に重点的に説明をするということを考えております。

なお、次に参考資料をつけておりまして、さらに次に委員限りということで資料のＣ－１、Ｃ－２といたしまして、個別の指導・助言文書の案を配布させていただいております。

内容につきましては、Ｃ－１の案の１が、今回から対象となった場合の文書、案の２が２年連続で対象となった場合、案の３が３年以上連続で対象となった場合でございます。

これらは昨年に送付をいたしました文書につきまして、便宜上、年の記載を更新したものでございまして、あくまで参考に御用意させていただいたものでございます。具体的な通知文書の内容につきましては、次回の委員会におきまして、決定いただくことになろうかと考えているところでございます。Ｃ－２につきましても同様に、便宜上、年の記載だけ変えたものを御用意させていただいたものでございます。

議題４の説明につきましては、以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【日出委員】 いいですか。税理士の日出です。

この質の向上の関係で、先ほどの委員限り資料のＡの一番最後のページの４ページにも個別の指導・助言についての今後の方向性で、下から３つ目あたりに、やはり個別の指導・助言の対象となる誤りを未然に防ぐためのさらなる取組が必要として、政治資金監査に関する研修資料の内容、あるいは、監査報告書チェックリストの内容の見直し等について検討することが考えられるとなっているんですが。

質の向上のこの取組も、確か平成２６年分からスタートしてもう５年になるというところがあるので、注意文書的なものだけで今まで経緯してきたんですけども、果たしてこれをずっとこのままやって、効果というか、あるんだろうかというちょっと疑問もあります。ただ、これは罰則規定があるわけではありませんで、その辺は監査人の方々に期待するところしかないだろうと思うんです。

もう一歩ちょっと、これはどれほどの効果あるかわかりませんが、例えば、報告書と監査のチェックリストを、質の向上の対象になった方々に任意で提出してもらうかなにかですね、こちらの方としても、どれほどの仕事になされたのかを、ぎりぎりの線かなとは思いますが、そういったものを求めるなんていうことは考えることはできないんですか。

チェックリストをちゃんと参考資料でつけてあるんですけれども、活用されているかどうかというのは全くわからないので、質の関係で、やはり、誤りが2度3度と繰り返す人に対しては、チェックリストを一応、恐らく見てないと思うので、その辺を見ていただくということをして、それが見ていただいたかどうかを検証するような何かすべがないかなということをやちょっと考えてみたんですけれども、いかがかなと思っています。

【伊藤委員長】 どうでしょうか。

【岩井委員】 何か3度の方とか、同じことずっとやっちゃいますよね。

【日出委員】 この95ページですか、このところに監査のチェックリストと監査報告書のチェックリストと2つ挙げているんです。これを参考にしている人もいるだろうと思うんですけれども、実際に誤った人たちがどういうふうなことをやったのかという事後検証でも、それをやったというふうな何かものを、委員会として確認ということができたかなと思ったものですから。

【伊藤委員長】 これは実際にやられるときに、どこか置いて使ったりされるんですか、みんな……。

【日出委員】 やっている人もいるだろうと思うんですけれども、かなりやっぱり現実的には薄いんじゃないですかね。

【浅井委員】 研修のときにチェックリストをお使いくださいというのは、あの間、強調しておっしゃっているんですけれども、義務にはしていませんよね。

【日出委員】 義務じゃないんですね、これは残念ながら。

【伊藤委員長】 これ、研修のときはチェックリストというものの説明もしたんですけどっけね、ある程度詳しく。

【安藤参事官】 説明はしています。

【伊藤委員長】 こういうのを見てやってくださいっていうのをよく。始めは見た方が非常に便利ですよ。

【日出委員】 そうです。

【浅井委員】 見るとあまり間違えないと思うんですけれども。

【伊藤委員長】 そうですね。ただ、大体こういうものはきちんとやる人は使っているけれども、きちんとやらない人は見なくて。

【日出委員】 見ていない人の方が多いだろうと……。

【伊藤委員長】 学生もみんなそうでしょう。

【岩井委員】 慣れてくるとある種思い込みみたいなものもあるかもしれないですね。見ていると、3年連続なんかの方いらっしやいましたよね。そうすると、もう思い込みでやっておられるのか、惰性でやっておられるのかという感じになりますよね。

【伊藤委員長】 それもまたちょっと検討してみましょう。今言われたような……。

【日出委員】 検討する材料としてはよろしいですか。ありがとうございます。

【伊藤委員長】 ほかによろしいですか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議題（５）：フォローアップ研修参加申込者からの質問等について

【伊藤委員長】 それでは、次に、第５の議題といたしまして、「フォローアップ研修参加申込者からの質問等について」の説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】 それではお手元の資料の７を御覧ください。

今年度のフォローアップ研修の参加申込者の方からの質問等につきまして、前回の委員会以後に回答した分について御報告をさせていただきます。内容につきましては、第１回の委員会と委員の皆様方への御相談をし、御了解いただいているものでございます。今回どちらの質問につきましても、既に開催いたしました９月６日の大阪会場でお答えをしたところでございます。この回答につきましては特段参加者からの疑義もなく終了したところでございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしいですか。

議題（６）：登録政治資金監査人の登録者数及び研修について

それでは、第６の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修につい

て」の説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】 では、資料8を御覧ください。毎回御報告をさせていただいております、登録者数及び研修の実施状況でございます。

まず、1としまして登録者数の状況でございますけれども、9月20日現在で集計をしております。前回御報告いたしました5月24日時点からの変動につきましては、新たな登録が35名、抹消が33名ということで差し引き2名の増加となっております、結果、トータルの登録者数につきましては、一番下でございますけれども、5,013名となっているところでございます。

また、内訳につきましては、先ほど申し上げました2名の増加につきましては、トータルで言いますと弁護士1、公認会計士1の増加となっているところでございます。

次に、裏面の研修の実施状況でございますけれども、これも9月20日現在の数字でございます。

2の登録時研修でございますけれども、今年度合計で56名、総計で5,490名となっているところでございます。

次に、フォローアップ研修の実施状況といたしまして、3の再受講研修の受講者数につきましては、今年度合計で64名、また4の実務向上研修の受講者数につきましては、今年度合計で566名となっているところでございます。

議題6の説明につきましては、以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

本議題につきましてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【安藤参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。また、本日の公表資料につきましても、その場で配布をする予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に10月2日水曜日の夕刻までに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したい

と存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【安藤参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、12月19日木曜日の午前10時30分より、開催をさせていただきたいと存じます。詳細は後日文書にて御連絡させていただきます。以上でございます。

【伊藤委員長】 では、本日はまことにありがとうございました。